ロ　第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第二項の改正規定、同法第三十条第一項第二号の改正規定（「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十二項」を「第四十条第二十二項」に改める部分を除く。）

三　次に掲げる規定　令和六年十月一日

イ　第二条中法人税法第二条第十二号の十四の改正規定及び附則第六条の規定

ロ　第五条中消費税法第九条第七項の改正規定、同法第九条の二第三項の改正規定、同法第十二条の二の改正規定、同法第十二条の三の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第五十一条の改正規定及び同法第五十八条の改正規定並びに附則第十三条第一項から第三項まで、第十項及び第十一項の規定

ハ　第六条の規定及び附則第十四条の規定

ニ　第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

ホ　第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

ヘ　第九条の規定及び附則第十七条の規定

ト　第十一条中国税通則法第七十四条の四第一項の改正規定

チ　第十三条中租税特別措置法第二十八条の改正規定、同法第六十六条の十一の改正規定、同法第八十七条の六第十二項及び第八十七条の八第四項の改正規定、同法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四の二第二項及び第九十条の四の二第二項の改正規定、同法第九十条の四の三第二項の改正規定並びに同法第九十条の五第五項、第九十条の六第四項、第九十条の六の二第五項及び第九十条の六の三第四項の改正規定並びに附則第三十条及び第五十三条の規定

リ　第二十一条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項の改正規定、同法附則第五十二条の改正規定及び同法附則第五十三条の改正規定並びに附則第六十三条の規定

四　次に掲げる規定　令和七年一月一日

イ　第二条中法人税法第三十九条第一項の改正規定

ロ　第十一条中国税通則法第三十八条第四項の改正規定及び同法第六十八条の改正規定並びに附則第十九条の規定

ハ　第十二条の規定（同条中国税徴収法第百三十三条の改正規定を除く。）及び附則第二十条の規定

ニ　第十三条中租税特別措置法第四十一条の十八第二項の改正規定（「同条第三項の規定又は」を削る部分を除く。）

ホ　第十四条の規定

五　第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十二条の三）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十）　第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十二条の三）」に改める部分を除く。）、同法第十条第八項第一号の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第一号の改正規定、同法第六十一条第二項第四号の改正規定、同法第三章第三節の四を同章第三節の五とする改正規定、同法第六十条第三項に一号を加える改正規定及び同章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十二条第二項及び第三十九条第三項の規定　令和七年四月一日

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法

第四十条第四項		

を

第四十条第四項第一号	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	及び
第四十条第四項第三号	所得税及び復興特別所得税（これらの税	所得税（当該所得税
第四十条第四項第四号	これらの税を	当該所得税を

に、「第四十条第十八項」を

	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	及び
	所得税及び復興特別所得税（これらの税	所得税（当該所得税
	これらの税を	当該所得税を
	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税
	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税